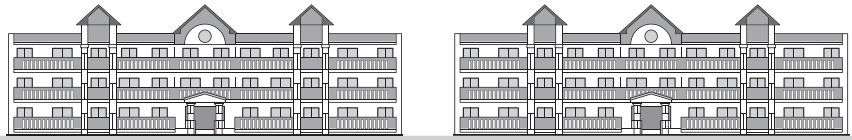


4月から

市営住宅の制度が変わります



今年4月から公営住宅法施行令の一部が改正され、全国的に公営住宅へ入居できる収入条件や入居後の家賃制度が見直しされます。

これから市営住宅に入居を希望される方、また既に市営住宅にお住まいの皆さまへ、制度の概要をお知らせします。
 〈建築住宅グループ ☎42~2223〉

なぜ法令が改正されたのですか？

公営住宅の入居収入基準は、平成8年に月額収入20万円に設定されましたが、これ以降10年以上見直しされていませんでした。この間、世帯所得の変化や高齢者世帯の増加などに伴って応募倍率が上昇し、住宅に困窮する多くのかたがたが公営住宅に入居することが困難な状況となりました。そこで、これらのかたがたに対し、公営住宅をより公平・的確に供給するため、制度の見直しを行うことになりました。

どのような改正内容ですか？

主な改正点は、市営住宅に入居申込み可能な収入の上限額である「入居収入基準」の引き下げと、家賃制度の見直しです。

入居収入基準は表1のように改定され、これを超える世帯は市営住宅への入居申込みができなくなります。

また、市営住宅の家賃は「①家賃算定基礎額×②規模係数×③市町村立地係数×④経過年数係数×⑤利便性係数」の式によって算出されますが、今回の改正で「①家賃算定基礎額」と「②規模係数」が表2のとおり見直されました。

この結果、月額収入額が10万4千円以下の世帯では家賃の負担増は生じませんが、10万4千円を超える世帯では家賃負担が増えることになります。

表1 入居収入基準の見直し（月額収入）

	一般の申込者	裁量階層対象者
現在	20万円以下	26万8千円以下
改正後	15万8千円以下	21万4千円以下

※裁量階層対象者とは、高齢者世帯・障がい者世帯・未就学児がいる世帯などです。

※月額収入とは、税法上の「所得金額」から「世帯の構成に応じた額」を控除し、月額に換算したものです。

表2 家賃制度の見直し

①家賃算定基礎額

	収入階層	月額収入	家賃算定基礎額
現	I	~123,000円	37,100円
	II	123,001~153,000円	45,000円
	III	153,001~178,000円	53,200円
	IV	178,001~200,000円	61,400円
	V	200,001~238,000円	70,900円
在	VI	238,001~268,000円	81,400円
	VII	268,001~322,000円	94,100円
	VIII	322,001円以上	107,700円

	収入階層	月額収入	家賃算定基礎額
改 正 後	I	~104,000円	34,400円
	II	104,001~123,000円	39,700円
	III	123,001~139,000円	45,400円
	IV	139,001~158,000円	51,200円
	V	158,001~186,000円	58,500円
	VI	186,001~214,000円	67,500円
	VII	214,001~259,000円	79,000円
	VIII	259,001円以上	91,100円

②規模係数 住宅の広さにより決定。

住宅面積(m²) ÷ (現在 70、改正後 65)

③市町村立地係数 歌志内市は0.7。

④経過年数係数 耐用年数の範囲内で毎年減少。

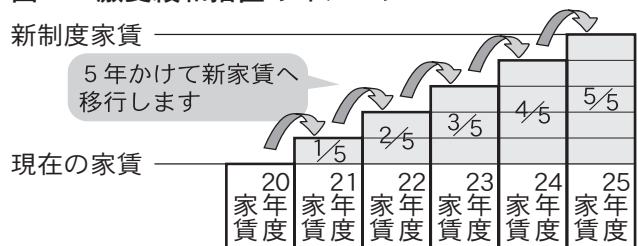
⑤利便性係数 住宅の設備や立地条件により決定。

すぐに適用されるのですか？

既に市営住宅に入居されている方には、急激な家賃の負担増を避けるため、図1のように施行後5年間で段階的に新家賃になるよう激変緩和の措置を講じます。

また、現在の入居者で一定の収入を超え「収入超過者」などに該当することになった方には、急激な負担増や早急な明渡請求が生じないように、施行後5年間は適用を猶予します。

図1 激変緩和措置のイメージ



所得税の確定申告が始まります！

▼申告と納付は2月16日(月)から3月16日(月)まで

※月曜日は午後7時まで受付時間を延長します(市役所のみ)

昨年一年間の収入にかかると所得税を精算する「確定申告」の時期となりました。「年末調整」で精算されていない収入や各種控除がある方などは、早めに申告を済ませましょう。

申告会場・受付時間

▼滝川税務署 午前8時30分から午後5時まで

▼市役所2階会議室 午前8時30分から午後5時30分(月曜日は午後7時)まで

※所定の時間内に来られない場合は、税務グループにご相談ください。

※事業所得の申告は、税務署のみ受け付けます。

確定申告が必要な方

▼給与所得者

▼2か所以上から給与の支払いを受けている方

▼給与以外の所得が20万円を超える方

※サラリーマンの方は、会社から給与を支給される際に税金を源泉徴収されています。年末調整でその税金が精算されている場合は、確定申告は不要です。

▼給与所得者以外

▼営業や年金などの所得の合計額が、基礎控除など各種控除の合計額を超える方

こんな時にも

確定申告を

確定申告をする必要のない方でも、次のような場合には所得税が還付されることがあります。

▼多額の医療費を支払ったとき

申告に必要なもの

▼年末調整で各種控除が漏れていたとき

▼印鑑

▼税務署から送られた確定申告書(送られた方のみ)

▼健康保険などの社会保険料控除のある方は、領収書など支払い額のわかるもの

▼国民年金保険料については、社会保険庁から送られた控除証明書と支払ったことを証する領収証書

▼生命保険料、地震保険料については、生命保険会社等から送られた控除証明書

▼医療費控除を受ける方は、医療費の領収書及び高額療

養費などの補てん金額がわかるもの

▼生命保険の満期等で保険金を受け取った場合はその明細書

▼給与や年金の源泉徴収票

問い合わせ

滝川税務署(☎2222191)、市税務グループ(☎423214)、歌志内商工会議所(☎422495)

税関係証明書の発行には申告が必要です

年末調整や確定申告をしていない方には、各種届け出の際に必要な所得証明書などの税関係証明書が発行できない場合がありますので、必ず申告を済ませましょう。

国保などの加入者は収入申告が必要です

年末調整や確定申告の必要がない方でも、国民健康保険

に加入する世帯主の方や後期高齢者医療保険に加入する方は、収入の有無に関わらず申告が必要です。

確定申告と同じ期間に市役所で受け付けますので忘れずに申告してください。

なお、収入申告を忘れると、軽減などの優遇制度が受けられない場合があります。

所得税から住宅借入金等特別控除額を引ききれなかった方は申告を

平成18年までに入居された方の住宅借入金控除額が所得額より多かつたときは、翌年度の住民税から控除することができません。

市への申告が必要となりますので、該当する方は税務グループへご相談ください。

確定申告書は機械で直読取り取ります。ていねいに記入しましょう。

受け取りましたか？

暖房用灯油助成券

申請は2月20日まで！

1月号広報紙でお知らせしたとおり、高齢者世帯など（市民税非課税）の在宅世帯を対象に、灯油助成券を交付しています。対象と思われる世帯には1月中旬に封書で通知しますが、まだ手続きをしていない方は2月20日（金）まで随時受け付けていますので、福祉事業グループ窓口で申請手続きを行ってください。

対象となる世帯

平成21年1月1日現在、市内に住所を有し、平成20年度市民税が非課税である高齢者世帯等。

※くわしくは1月号広報紙をご覧ください。

助成内容

1世帯あたり4,000円の助成券1枚を交付します。※申請日から平成21年3月20日まで有効。

持参するもの

通知封書一式（通知書・申請書）

（申請書）・印鑑・本人確認書類（免許証、健康保険証など）

・身体障害者手帳（重度身体障がい者世帯のみ）・委任状（申請者が同居の親族以外の場合）

※世帯員に平成20年1月2日以降本市へ転入された方がいる場合は、転入された方の平成20年1月1日現在居住していた市町村が発行する非課税証明書が必要となります。

申請・問い合わせ

福祉事業グループ（☎42

3217）へ。

申請はお済みですか？ 住宅用火災警報器 設置費用助成

1月号広報紙でお知らせしたとおり、消防では国の交付金制度を活用して、65歳以上のひとり暮らし世帯などに住宅用火災警報器の設置費用を助成します。まだ申請していない方は、早めに消防へ申請しましょう。

■助成対象世帯

1月1日現在、本市の住民基本台帳に登録されており、引き続き市内に居住する65歳以上のひとり暮らし世帯など。

※障がいなどにより避難に支障がある二人世帯なども対象となる場合があります。くわしくは下記のお問い合わせ先でご確認ください。

■申請受付期限 3月31日(火)まで

■設置及び助成の方法

助成決定後、事業者が機器の設置に伺います。その後消防から直接事業者へ費用を支払います。

■問い合わせ

ご不明な点は、消防本部予防・保安グループ（☎42～3255）へ。

※1月号広報紙のお知らせもご覧ください。

定額給付金の給付を装った「振り込め詐欺」にご注意ください！

定額給付金を装う不審電話が全国で相次いでいます。

今般決定された定額給付金については、まだ連絡や給付を行う段階ではありませんので、被害にあわないよう次のことに注意してください。

▽市や総務省などが皆さんに
□座番号などを電話で照会

することはありません。

▽市や総務省などが、定額給付金給付のために手数料などの振り込みを求めることはありません。また、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることもありません。

▽ATMを自分で操作して、

他人からお金を振り込んでもらうことはできません。

不審な電話や郵便物が来たときは、迷わず最寄りの警察（☎423227）や消費者協会（4232543）または市役所環境交通グループ（☎423213）にご相談ください。